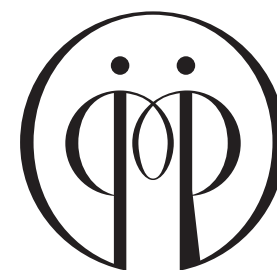


第3次男女共同参画基本計画



男女共同参画

第3次男女共同参画基本計画の概要

男女共同参画社会とは・・・

男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会

第3次男女共同参画基本計画

・平成22年12月17日 閣議決定

・男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

特徴

① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

・下記の重点分野のうち、黄色で★が付いているものが新設分野

② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定

・第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目(延べ109項目)の「成果目標」を設定
(※「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準)

③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

構成

第1部 基本的な方針

第2部 施策の基本的方向と具体的施策(重点分野)

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第5分野 男女の仕事と生活の調和

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 推進体制

第1部 基本的な方針

目指すべき社会

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

計画策定に当たっての基本的な考え方

- ① 男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定し、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ② 固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- ③ 女子差別撤廃条約の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な概念や考え方を重視し、国際的な協調を図る。

基本計画において改めて強調している視点

- ① 女性の活躍による経済社会の活性化
- ② 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への支援
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

今後取り組むべき喫緊の課題

- ① 実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③ 雇用・セーフティネットの再構築
- ④ 推進体制の強化

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

基本的考え方

- 男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担い、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平に反映され、均等に利益を享受することができなければならない。
- 多様な人材の能力の活用の観点から、経済の牽引者としての女性の役割を認識し、女性の経済活動の機会を創造し拡大する必要がある。
- 「2020年30%」の目標を社会全体で共有し、その達成のために官民挙げて真剣に取り組んでいかなければならない。

目標

各項目に占める女性の割合	現状	目標(期限)
衆議院議員の候補者	16.7% (平成21年)	30% (平成32年)

各項目に占める女性の割合	現状	目標(期限)
参議院議員の候補者	22.9% (平成22年)	30% (平成32年)

※「目標」は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

成果目標(抜粋)

各項目に占める女性の割合	現状	成果目標(期限)
検察官(検事)	18.2% (平成21年)	23% (平成27年度末)
国家公務員採用試験からの採用者	26.1% (平成22年度)	30%程度 (平成27年度末)
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上	5.1% (平成20年度)	10%程度 (平成27年度末)

各項目に占める女性の割合	現状	成果目標(期限)
国の本省課室長相当職以上	2.2% (平成20年度)	5%程度 (平成27年度末)
都道府県の本庁課長相当職以上	5.7% (平成21年)	10%程度 (平成27年度末)
民間企業の課長相当職以上	6.5% (平成21年)	10%程度 (平成27年)

施策の実施 (平成27年度末までに実施)

○ 政治分野

- ・国会議員の女性候補者の割合の向上のため、政党への働きかけ
- ・地方議会議員の女性候補者の割合の向上のため、仕事と生活の調和の推進体制の整備、女性の地方公共団体の長のネットワークの形成など政党等への働きかけ
- ・クオータ制も含めた多様なポジティブ・アクションの検討

○ 司法分野

- ・「2020年30%」の目標達成に向けた中間目標の設定等、女性の参画拡大の働きかけ
- ・ロールモデルの発掘やメンター制度導入の働きかけ
- ・仕事と生活の調和の推進の働きかけ

○ 行政分野

- ・女性国家公務員、地方公務員の採用・登用の促進
- ・研修機会の充実、ロールモデルの発掘
- ・仕事と生活の調和の推進
- ・審議会委員等における女性の参画の拡大

○ 雇用分野

- ・企業における女性の採用・登用促進について、取組を働きかけ
- ・男女共同参画の取組に対する表彰
- ・公共調達等における評価等
- ・女性管理職のネットワーク支援
- ・企業におけるポジティブ・アクションの検討

○ その他の分野

- ・専門的職業及び職能団体、各種機関・団体・組織における女性の能力発揮が、それぞれの団体・組織・業界や地域の活性化に不可欠との認識醸成
- ・「2020年30%」の目標達成に向けて、状況に合った目標設定

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

基本的考え方

- 男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。
- その際、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要である。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	64.6% (平成21年)	100% (平成27年)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	37.0% (平成21年)	50%以上 (平成27年)
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり60分 (平成18年)	1日当たり 2時間30分 (平成32年)

施策の実施

○男女共同参画の視点に 立った社会制度・慣行の 見直し

- ・男女の社会における活動の選択に中立的な税制や社会保障制度などの検討
- ・選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について引き続き検討など

○ 国民的広がりを持った広 報・啓発活動の展開

- ・学習プログラムの開発など男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進
- ・有識者、女性団体、経済団体等多様な団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進

○ 男女の人権尊重の理念 と法律・制度の理解促進及 び救済・相談の充実

- ・教育・啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進
- ・法令や条約の分かりやすい広報等による周知の推進
- ・人権が侵害された場合の被害者の救済体制・相談体制の充実

○ 男女共同参画に関わる 調査研究、情報の収集等

- ・男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施
- ・調査や統計における男女別等統計(ジェンダー統計)の充実
- ・ジェンダー予算の在り方等の検討
- ・育児・介護などの無償労働の把握と、経済的・社会的評価のための調査・研究の実施

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

基本的考え方

- 男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチする。
- 男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深める。
- 子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながる。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標 (期限)
男性の育児休業取得率	1.72% (平成21年)	13% (平成32年)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	920企業 (平成22年)	2,000企業 (平成26年)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	8.6%以下 (平成17年)	29% (平成32年)

項目	現状	成果目標 (期限)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	24.2 (平成17年)	2割以上減 (平成28年までに)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	342地区 (平成20年度)	全小児救急医療圏 (平成26年度)
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5% (平成21年)	96% (平成27年)

施策の実施

○ 男性にとっての男女共同参画

- ・広報・啓発など男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ・働き方の見直しを進めるなど企業における男性管理職等への意識啓発
- ・男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善、地域活動への参画支援等
- ・男性に対する相談体制の確立、心身の健康維持等

○ 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

- ・男女平等を推進する教育・学習の充実や発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施など、教育による男女共同参画の理解の促進
- ・食育の普及促進や健康教育の推進など、子どもの健康の管理・保持増進の推進

○ 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

- ・子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策
- ・メディア産業の自主規制の取組促進など児童ポルノ対策、児童買春対策の推進
- ・世代を超えた貧困の連鎖の防止や、小児医療体制の充実等安心して親子が生活できる環境づくり

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

基本的考え方

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正や「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続や再就職に対する支援などに取り組んでいく必要がある。
- 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、女性が十分に能力を発揮することができ活躍できる社会づくりは、経済社会の活性化という点からも、極めて重要な意義を持つ。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
ポジティブ・アクション取組企業数の割合	30.2% (平成21年)	40%超 (平成26年)	25歳から44歳までの女性の就業率	66.0% (平成21年)	73% (平成32年)
在宅型テレワーカーの数	330万人 (平成20年)	700万人 (平成27年)	第一子出産前後の女性の就業継続率	38% (平成17年)	55% (平成32年)

施策の実施

○雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- ・男女雇用機会均等法に基づく行政指導など男女雇用機会均等の更なる推進
- ・男女間の賃金格差の解消に向けた「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」の普及を始めとする企業への働きかけ

○非正規雇用における雇用環境の整備

- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進
- ・適正な労働条件の確保などパートタイム労働対策の総合的な推進

○ポジティブ・アクションの推進

- ・公共調達において男女共同参画に取り組む企業への積極的評価、取組のためのノウハウ等に関する情報提供など企業のポジティブ・アクションへの支援

○女性の能力発揮促進のための支援

- ・在職中の女性に対する職業訓練など能力開発の支援
- ・全国の女性関連施設、地方自治体等における女性就業支援事業の支援(相談対応、ノウハウ・情報提供、講師派遣等)

○多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

- ・テレワークなど仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進
- ・低利融資制度など女性起業家に対する支援
- ・自営業における家族従業者の実態把握、就業環境の整備
- ・配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しなど社会制度の検討

○「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

- ・雇用処遇の改善など女性の継続就業のための環境整備
- ・インセンティブ付与の検討など男女共同参画に積極的に取り組む企業への支援推進

○女性の活躍による経済社会の活性化

- ・活躍事例の発信など女性の能力発揮促進のための支援
- ・女性の継続就業、再就職、起業への支援
- ・自営業における家族従業者の就業環境の整備

第5分野 男女の仕事と生活の調和

基本的考え方

○少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものである。

○仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものである。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.1% (平成21年)	100% (平成32年)	3歳未満児のうち、保育サービスを提供している割合	22.8% (平成22年度)	44% (平成29年)
週労働時間60時間以上の雇用の割合	10.0% (平成20年)	5割減 (平成32年)	小学校1～3年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合	21.2% (平成22年度)	40% (平成29年)
年次有給休暇取得率	47.4% (平成20年)	70% (平成32年)	メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	33.6% (平成19年)	100% (平成32年)

施策の実施

○仕事と生活の調和の実現

- ・仕事と生活の調和に関する社会的気運醸成のための意識啓発の推進
- ・働き方の見直し、父親の子育てへの参画など、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
- ・仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着
- ・就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するための仕事と生活の調和等に関する統計の整備の検討

○多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

- ・全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実
 - 幼保一体化を含む新たな子ども・子育て支援のための制度構築に向けた検討
 - 経済的な子育て支援の充実
 - 保育サービスの整備等
 - 地域における子育て支援の拠点等の整備
- ・多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実

○働く男女の健康管理対策の推進

- ・長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保
- ・妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに対する周知啓発、厳正な対応等の推進により、妊娠・出産する女性の就業機会を確保

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

基本的考え方

- 我が国の農林水産業・農山漁村を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「6次産業化」を推進することが必要である。
- 農業就業人口の過半を占め、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、農山漁村地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠である。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数	農業委員会:890 (平成20年度) 農業協同組合:535 (平成19年度)	農業委員会、農業協同組合とも 0 (平成25年度)

項目	現状	成果目標 (期限)
家族経営協定の締結数	40,000件 (平成19年度)	70,000件 (平成32年度)

施策の実施

○意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・固定的な性別役割分担意識の是正
- ・女性農業委員、女性指導農業士など女性リーダーの育成や農業委員、農業協同組合などの女性役員の登用目標の設定の推進・達成に向けた取組の促進

○女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

- ・家族経営協定の締結数の拡大、継続的な有効活用による女性の経済的地位の向上
- ・「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の推進
- ・農林水産業の生産現場において、育児等との両立を支援するための施設整備の推進

○女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- ・育児・介護に当たる女性への子育てネットワーク活動等の情報提供の推進
- ・地域内外での助け合いを通じた高齢者の生活支援体制の整備の促進
- ・現行農業者年金制度の女性農業者、若い農業者の加入の促進等

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

基本的考え方

- 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化等の中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られる。
- 貧困など生活上の困難に対応し、防止するためにも男女共同参画を進める必要があり、女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるよう雇用を巡る諸課題に取り組む。
- 生活上の困難に直面しやすい母子家庭等ひとり親家庭に対する支援及び生活上の困難に直面する人々に対する支援策を進める。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標 (期限)
公共職業訓練受講者の就業率	施設内73.9% 委託 62.4% (平成21年)	施設内80% 委託 65% (平成32年)
ジョブ・カード取得者	29.1万人 (平成20年4月から平成22年7月まで)	300万人 (平成32年)

項目	現状	成果目標 (期限)
自立支援教育訓練給付金事業	90.0% (平成21年度)	全都道府県・市・福祉 事務所設置町村で実施 (平成26年度)
地域若者サポートステーション事業 によるニートの就職等進路決定者数	—	10万人 (平成32年)
フリーター数	178万人 (平成21年)	124万人 (平成32年)

施策の実施

○セーフティネットの機能の強化

・非正規労働者への社会保険の適用拡大の検討や、就労により経済的自立を目指す仕組みの確立、ナショナルミニマムの基準・指標の研究

○雇用・就業の安定に向けた課題

・就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和などを進めるとともに、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築を検討

○安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

・ひとり親家庭等に対する子育て・生活支援・就業支援策等の推進
・生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るため教育費の負担軽減や多様な教育機会を確保

○男女の自立に向けた力を高める取組

・キャリア教育の充実など若年期における自立支援の充実
・配偶者からの暴力被害者のエンパワメントに向けた支援の充実
・様々な生活上の困難に直面する利用者に対し、様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスを提供するための制度化に向けた検討

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

基本的考え方

- 高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける。
- 障害があること、日本で働き生活する外国人等であることに加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている場合や、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合、性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
バリアフリーの認知度	93. 8% (平成17年度)	100% (平成24年度)	地域自立支援協議会を設置している市町村数	約1, 426市町村 (平成21年4月)	全市町村 (平成24年)
ユニバーサルデザインの認知度	64. 3% (平成17年度)	80% (平成24年度)	障害者の実雇用率(民間企業)	1. 68% (平成22年6月)	1. 8% (平成32年)
60歳から64歳までの就業率	57. 0% (平成21年)	63. 0% (平成32年)			

施策の実施

○高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- ・高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援
- ・高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるための生活自立支援
- ・家庭介護者等の介護負担の軽減のための介護支援の充実と良質な介護基盤の構築や安定的な医療提供体制の整備

○障害者が安心して暮らせる環境の整備

- ・各種施策の総合的な推進
- ・ハード・ソフト両面にわたり社会のバリアフリー化など障害者の自立を容易にするための環境整備
- ・障害者の就職希望を実現するための雇用・就労の支援

○外国人が安心して暮らせる環境の整備

- ・男女共同参画の視点に立ち、日本で働き生活する外国人の教育、住宅、就労支援、情報提供や相談体制の整備等を推進

○女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

- ・障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合、性同一性障害などを有する人々についての人権教育・啓発等の推進

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。
- インターネットなどの普及により多様化している女性に対する暴力については、新たな視点から迅速かつ効果的に対応することが求められている。
- 暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠である。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成21年)	100% (平成27年)	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21か所 (平成22年)	100か所 (平成27年)
配偶者暴力防止法の認知度	76.1% (平成21年)	100% (平成27年)	性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター	22都道府県 (平成22年)	各都道府県に最低1か所 (平成27年)

施策の実施

○女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・広報啓発など女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成
- ・相談・カウンセリング体制等の整備
- ・防犯対策の強化など暴力の発生を防ぐ環境づくり
- ・被害実態の把握など暴力に関する調査研究等

○配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援
- ・ストーカー行為等への厳正な対処等

○性犯罪への対策の推進

- ・性犯罪被害者への支援充実
- ・性犯罪捜査体制の整備など性犯罪への厳正な対処
- ・再犯防止対策など加害者に対する対策の推進等

○子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止策など児童ポルノ対策の推進
- ・被害児童への適切な対応等児童買春対策の推進

○売買春への対策の推進

- ・婦人相談所と関係機関との連携強化による売買春からの女性の保護、社会復帰の支援

○人身取引対策の推進

- ・「人身取引対策行動計画2009」に基づく人身取引の防止・撲滅と被害者保護のための効果的な取組の推進

○セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ・相談体制の整備など雇用・教育・研究・医療・スポーツ分野等の場における防止対策の推進

○メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・インターネット上の児童ポルノ画像等の流通防止対策の推進
- ・メディア産業の性・暴力表現についての流通・閲覧等に関する対策の在り方の検討等

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

基本的考え方

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の前提と言える。
- 生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要である。

成果目標(抜粋)

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
食育に関心を持っている国民の割合	71.7% (平成21年)	90%以上 (平成27年度)	不妊専門相談センター	61都道府県市 (平成22年度)	全都道府県・指定都市・ 中核市 (平成26年度)
妊娠・出産について満足している者の割合	92.6% (平成21年度)	100% (平成26年)	子宮がん検診、乳がん検診受診率	子宮がん21.3% 乳がん20.3% (平成19年)	子宮がん50%以上 乳がん50%以上 (平成23年度末)
出生1万人当たりNICU(新生児集中治療管理室)病床数	21.2床 (平成20年度)	25~30床 (平成26年度)	成人の週1回以上スポーツ実施率	45.3% (平成21年)	65%程度 (できる限り早期)

施策の実施

○生涯を通じた男女の健康の保持増進

- ・男女が健康状態に応じて適切に自己管理できるようにするための健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進

○健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ・HIV/エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進

○医療分野における女性の参画の拡大

- ・医療分野における女性の参画の拡大による医療体制の充実
- ・医師、看護師などにおける就業継続・再就業支援など能力を発揮しやすい環境の整備

○妊娠・出産等に関する健康支援

- ・安全に産み育てるための周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実
- ・不妊治療に関する経済的支援、相談体制の充実
- ・学校における適切な性に関する指導の実施
- ・人工妊娠中絶・生殖補助医療について

○性差に応じた健康支援の推進

- ・性差医療の重要性に関する普及啓発、医療体制整備、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策の推進

○生涯にわたるスポーツ活動の推進

- ・スポーツ団体の実態を踏まえた女性の団体役員等への積極的な登用
- ・心身ともに健康で活力ある生活を形成するための女性のスポーツ参加を促進する環境の整備

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

基本的考え方

- 男女共同参画社会実現のため、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、教育・学習がその基礎となる。
- 固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るための教育・学習を充実する。
- 女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5% (平成21年)	96% (平成27年)
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況	72.6% (平成21年)	75% (平成27年)
ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差	—	平成27年までに解消

項目	現状	成果目標 (期限)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	93.2% (平成21年)	100% (平成27年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	14.7% (平成22年)	30% (平成32年)
大学の教授等に占める女性の割合	16.7% (平成21年)	30% (平成32年)

施策の実施

○ 男女平等を推進する教育・学習

- ・男女共同参画に関する研修の実施など教育関係者の正確な理解の促進
- ・個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための学校教育の充実
- ・地域における男女共同参画に関する学習機会の提供など社会教育の推進

○ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ・男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育など生涯学習・能力開発の推進
- ・情報提供や教育プログラムの開発などエンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

○ 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・学校教育機関において、女性の能力が組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図るなど女性の参画拡大の推進

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

基本的考え方

- 我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れた研究活動を活性化するためには、女性研究者の能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、その活躍を促進していくことが不可欠。
- 科学技術・学術の振興により、多様で独創的な最先端の「知」の資産を創出することは、男女共同参画社会の形成を促す。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
女性研究者の採用目標値(自然科学系)	自然科学系 23.1% (平成20年)	「自然科学系25%(早期)、更に30%を目指す。特に理学系20%、工学系15%、農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」(総合科学技術会議基本政策専門調査会報告)との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画(平成23年度から27年度まで)における値

項目	現状	成果目標 (期限)
日本学術会議の会員に占める女性の割合	20.5% (平成20年)	22% (平成27年)
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	12.5% (平成20年)	14% (平成27年)

施策の実施

○ 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

- ・研究機関における女性研究者の採用・登用の取組の奨励・支援
- ・研究機関における取組状況等の公表

○ 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

- ・女性研究者における働きやすい環境の醸成や能力の一層発揮のため、女性研究者のネットワークの構築や勤務環境の整備
- ・研究者等の実態把握や統計情報の収集・整備

○ 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

- ・女子学生・生徒の理工系分野への興味・関心の喚起・向上を図る取り組みなど進路選択の支援

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

基本的考え方

- 固定的性別役割分担意識を解消していくため、メディア側も積極的な取組を行うよう働きかける。
- 違法・有害な情報の発信主体が多様化するなどメディアを取り巻く現状を踏まえ、情報の隔離を適切に行う取組が必要である。
- メディアに関わる業界における女性の参画を拡大するよう働きかける。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	64.6% (平成21年)	100% (平成27年)
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

項目	現状	成果目標 (期限)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	37.0% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

施策の実施

○ 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

- ・違法・有害な情報に関するインターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
- ・様々な情報を主体的に収集・判断・発信する能力を身に付けるためのメディア・リテラシーの向上

○ 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

- ・行政機関の実務担当者による男女共同参画の視点に立った適切な広報活動の促進

○ メディア分野における女性の参画の拡大

- ・メディア関係業界における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

基本的考え方

- 一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画が不可欠である。
- 男女共同参画についての意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。
- 地域の男女共同参画拠点の活性化などにより、全ての人々にとって身近な男女共同参画を推進する。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
自治会長に占める女性の割合	4.1% (平成22年)	10% (平成27年)
女性委員のいない都道府県防災会議の数	13 (平成21年)	0 (平成27年)

項目	現状	成果目標 (期限)
全国的女性消防団員	19,103人 (平成22年)	10万人

施策の実施

○ 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

- ・人材育成など男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化
- ・実践的活動に関する先進事例等の収集・提供等

○ 地域の活動における男女共同参画の推進

- ・地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・防犯活動など地域活動への多様な人々の参画促進
- ・地域活動団体とのネットワーク構築・連携の促進

○ 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進

- ・コミュニティビジネスにおける女性の参画支援等による地域経済活性化
- ・NPO法人への税制優遇措置充実の支援など地域社会への男女共同参画の促進

○ 防災における男女共同参画の推進

- ・防災体制確立のための防災分野における女性の参画の拡大
- ・災害対応マニュアルの作成など防災の現場における男女共同参画の推進

○ 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

- ・持続可能な社会の実現に重要な環境分野における女性の積極的参画の推進

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

基本的考え方

- 女子差別撤廃委員会で勧告された事項に適切に対処する。
- 国際的な場における女性の積極的な登用を進める。
- ODAの実施に当たっては、ジェンダー主流化の視点に立ち、効果的かつ公正に進める。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
平成27年を期限とするミレニアム開発目標	各国、各国際機関、NGOと協力して、ミレニアム開発目標の達成に努める	

項目	現状	成果目標 (期限)
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

施策の実施

○ 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

- ・女子差別撤廃委員会の最終見解や国際的な取組についての周知徹底
- ・女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点から、国内施策における実施・評価・監視体制の強化
- ・男女共同参画に関連の深い未締結の条約等に関する検討

○ 男女共同参画の視点に立った国際貢献

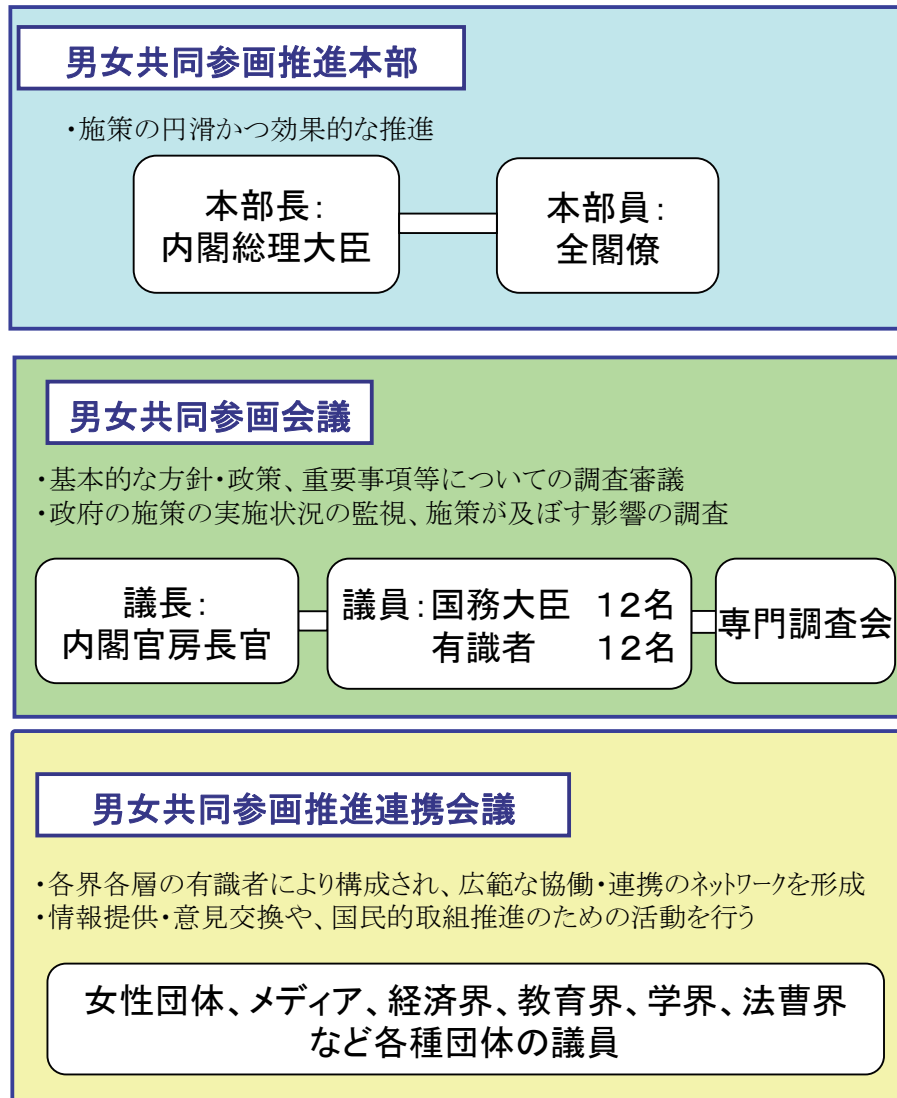
- ・「ODA大綱」、「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」に基づく取組の推進
- ・女性の平和への貢献を推進するため、軍縮、平和構築、復興開発プロセスへの参画促進
- ・UN Women等国際機関や研究機関等との連携・協力の推進

○ 対外発信機能の強化

- ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・日本の特徴をいかしたテーマの対外発信
- ・NGO等との連携・協力による男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進
- ・国際会議への積極的な貢献によるイニシアティブの発揮

第3部 推進体制

男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制図



○国内本部機構の強化

- ・基本計画に掲げる施策を総合的に展開し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映するため、多様な主体との連携強化

○第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

- ・第3次基本計画の実施状況等を定期的に監視するとともに、必要に応じて取組の強化等の働きかけ
- ・女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応に関し、その進捗状況の監視
- ・苦情の処理等の対応の充実

○政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

- ・男女共同参画会議は引き続き影響調査を実施し、結果を国民に公表

○地方公共団体や民間団体等における取組への支援

- ・地方公共団体との連携の強化、支援の推進
 - － 都道府県、市町村に推進体制の整備充実、関連施策の一層の推進を働きかけ
 - － リーダーシップの発揮についての首長への働きかけ
- ・男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実
 - － 男女共同参画センター等の機能充実に向けた支援
- ・NPO、NGO、地縁団体との連携強化
 - － 「新しい公共」の広がりに向けたネットワークの構築
 - － 地域版推進連携会議等を通じた地域の連携体制づくりの推進
- ・大学、企業、経済団体、労働組合等との連携強化



内閣府男女共同参画局

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1

第3次男女共同参画基本計画の全文、概要などは下記アドレスからご覧いただけます。

<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html>